

インフルエンザと診断されたら...

- インフルエンザの出席停止期間は、法律で「発症後5日を経過しており、かつ解熱後2日を経過するまで」と定められています。（上記参照）
- インフルエンザは、「治癒証明書」の提出で出席停止扱いになります。
病院で治癒証明書を記入してもらい、学校に提出してください。
- ※ 治癒証明書は保健室にあります。（学校のホームページからもダウンロードできます。）
- ※ 診断書は必要ありません。
- 早く熱が下がって、元気になったように見えても、ほかの人に感染させる可能性があります。無理をせず、自宅でゆっくり療養してから登校してください。

インフルエンザ いつから登校していいの？ 小・中・高校版

登校していいのは、この2つがそろった時

解熱後
2日
が経過している



発症後
5日
が経過している

※発熱がみられた日を発症とします

※ただし、医師に「感染のおそれがない」と認められた時は登校してもOK

